

平成 31 年度 最先端観光コンテンツ インキュベーター事業における  
モデル事業

公募要領

■ 公募期間

平成 31 年 3 月 8 日(金)～平成 31 年 4 月 15 日(月) 17:00(必着)

■ 問合せ先

〒100-8981 東京都千代田区霞が関 2-1-2

国土交通省 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 (担当:三宅、渋谷、寺林、有島)

連絡先 TEL:代表 03-5253-8111(内線 27889、27826、27832、27828)

直通 03-5253-8925

平成 31 年 3 月

## I. 平成 31 年度 最先端観光コンテンツ インキュベーター事業におけるモデル事業の概要

### 1. 背景・目的

観光庁では、「観光ビジョン実現プログラム 2017」(平成 29 年 5 月観光立国推進閣僚会議)で掲げられた柱の一つ、「楽しい国 日本」の実現に向けて、歴史や文化だけにとどまらない新たな観光資源の開拓、外国人向けコンテンツの充実、受入環境整備、対外発信の強化等について課題を洗い出し、官民のそれぞれの主体が取り組むべき具体策を検討するため、平成 29 年 9 月に、『「楽しい国 日本」の実現に向けた観光資源活性化に関する検討会議』(以下、「検討会議」という。)を設置し、平成 30 年 3 月に提言の取りまとめを行いました。

本提言内容及び、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)に掲げられた、2020 年の訪日外国人旅行者数 4,000 万人、訪日外国人旅行消費額 8 兆円等の実現に向けて、観光庁では、平成 30 年度に旅行動態の変化や旅行者のニーズの多様化等を踏まえ、訪日観光における新たな観光コンテンツの拡充と支援のため、訪日外国人旅行者の潜在的なニーズを把握し、各国・各層のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる新たな観光コンテンツを開拓・育成する事業を、「最先端観光コンテンツ インキュベーター事業」として実施したところです。

「平成 31 年度 最先端観光コンテンツ インキュベーター事業」では、消費機会の拡大が期待できる新たな観光コンテンツ領域をさらに拡充し、上記の目的を具現化するため、訪日外国人旅行消費額の増加や訪日外国人の地方誘客に向けたモデル事業を実施し、事業成果を検証の上、ビジネスモデルとして全国への展開を図るものです。

このため、モデルの確立に向けたアイデアとともに、地域の関係者と連携してその実証を行う場の提供に協力いただける事業実施者を募集します。

※本モデル事業は、平成 31 年度 最先端観光コンテンツ インキュベーター事業として実施するものであり、平成 31 年度当該事業予算の成立を前提として、今般公募するものである。

※最先端観光コンテンツ インキュベーター事業は、国際観光旅客税充当事業であるため、地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等による地域での体験・滞在の満足度の向上に資するモデル事業であることが望ましい。

### 2. 募集にあたっての留意点

本モデル事業については、訪日外国人の体験観光消費拡大に向けたビジネスモデルの確立に向けた明確な目標設定、取組の役割分担と着実な実施、実施成果の把握と評価(効果検証)、継続実施に向けた改善点の抽出と対応等を行い、ビジネスモデルの検討までを実施し、全国の地方公共団体、観光関連団体、DMO、民間事業者等の参考となるよう取り組む必要があります。

なお、本モデル事業は、補助金、交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環と

して行うものであり、当該取組に要する経費を負担するものです。

## Ⅱ. 募集内容

### 1. 応募主体

モデル事業実施者は、次の(1)、及び(2)の要件を全て満たすものとする。

(1) 原則として、本モデル事業の趣旨に合致した取組が可能な地方公共団体及び民間事業者等が連携する組織や団体、協議会等(DMO が含まれることが望ましい)であること。単独の主体(地方公共団体、民間事業者等)が応募する場合であっても、他の主体との連携体制が明確であること。なお、申請にあたっては、代表となる主体を定めるものとし、当該代表となる主体は、複数の応募を行うことは認めない。

(2) 体制の構成主体に、次に掲げる団体が含まれていないこと  
暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体

### 2. 取組対象となる活動

本モデル事業では、下記の項目(1)～(3)に記載するいずれかのモデル事業の領域を選択した上で、モデル事業の実施及び項目(4)～(6)の整理に取り組むものとする。また、項目(1)～(3)に記載するモデル事業実施後には、実施したモデル事業の評価・検証を行い、事業実施成果の把握や評価、改善点の抽出及び対応策の検討等を行うものとする。

なお、事業規模については、1 事業あたり 15 百万円(税込)程度を想定しているが、採択後、提案の予算額及び有識者等の事業計画への意見等を踏まえた上で金額を確定する。

また、採択されたモデル事業実施者は、事業の推進体制を鑑み必要と考えられる場合には、観光庁が別途派遣する、モデル事業のコンサルティング支援を受けることとする。

### 公募領域概要

(1)公募領域1	日本に足りない着地型コンテンツの充実・横展開を図る	分野1:自然体験 分野2:ビーチ活用 分野3:お祭り活用 分野4:癒し(Relaxation) 分野5:ナイトタイムエコノミー推進 分野6:最先端 ICT を活用した地方誘客／体験の高付加価値化
(2)公募領域2	滞在型の旅行形態に個別のコンテンツを掛け合わせることによる滞在の高付加価値化を図る	—

(3)公募領域3	(1)、(2)によらない自由な公募領域	—
----------	---------------------	---

(1) 公募領域1:日本に足りない着地型コンテンツの充実・横展開を図る

①分野1:地域固有の自然を活用した体験型観光サービスの提供と充実を図るためのモデル事業

**事業概要**

訪日外国人旅行者向け自然体験型観光コンテンツ等の造成・販売手法の検討に係るモデル事業を行う。

**【コンテンツ造成】**

- 素材をそのまま売らず、付加価値を高めたものとする。
  - ・ガイドの活用、他の体験との組み合わせも考慮する。
- 外国人専用プログラムを開発する等、提供上の工夫を行う(言語の相違等オペレーションの複雑化による満足度低下を防ぐ)。
- 安全確保について考慮する。
- 上記を踏まえた価格設定を行う。

**【コンテンツの販売手法】**

- OTAの活用等、インターネットで情報の取得、予約、決済等が行えるような仕組みを活用する。

②分野2:ビーチエリアの活用・消費促進のためのモデル事業

**事業概要**

ビーチを核としたエリアにおいて、海水浴シーズンにとどまらない訪日外国人旅行者向けのコンテンツ造成を行う。

**【エリア戦略の検討】**

- 対象ビーチエリアの活用に関わる官民の主体が参画する協議体において検討を行う。なお、当該エリア活用への継続的な関与のため、各主体の役割を明確化する。

**【コンテンツ造成】**

- ビーチエリアでのコンテンツ開発を行う。
  - ・ターゲット層のカスタマージャーニーを意識する。
  - ・アクティビティのみならず、夜間帯の活用、宿泊施設との連携等、目的や時間帯を考慮する。
- 対象ビーチエリアのビーチカルチャーの発信を行う。
  - ・ビーチエリアの活性化のための地域住民の巻き込み促進のための取組を行う。

### ③分野3: お祭りの訪日外国人向け観光コンテンツとしての活用に係るモデル事業

#### 事業概要

お祭りの訪日外国人旅行者向け観光コンテンツとしての活用と、お祭りの開催前・開催時・開催後の各フェーズでの消費促進に係るモデル事業を行う。

#### 【コンテンツ造成】

○お祭りの鑑賞・参加という体験を高付加価値化したコンテンツ開発を行う。

・単にお祭りのコンテンツ化だけではなく、お祭りを目的として開催地に来訪した訪日外国人に向けたお祭り開催前・開催時・開催後の各フェーズにおけるコンテンツ開発を行う。

#### 【コンテンツの販売】

○直接販売に繋がられるよう、Web 上での申込み可能な環境整備を行う。

・ターゲット層の来訪を促すために効果の高い手法を選択し、行政や観光協会・DMO、Web プラットフォーム、民間事業者等と連携して、着地前(旅前)、着地後(旅中)のそれぞれで有用なプロモーションを行い、認知から購入まで一気通貫で行えるよう整備する。

### ④分野4: 癒し(Relaxation)をテーマとした観光コンテンツ造成に係るモデル事業

#### 事業概要

癒し(Relaxation)をテーマとした訪日外国人旅行者向けの観光コンテンツの提供に資するモデル事業を行う。

#### 【コンテンツ造成】

○癒し(Relaxation)をキーワードとしたコンテンツのマーケットニーズの把握及びターゲットの設定を行う。

○ターゲット層のニーズやカスタマージャーニーに合ったコンテンツの開発を行う。

・単独の癒し体験の開発のみならず、当該体験の前後に地域の観光資源を活用した観光(食や体験型コンテンツ等)を組み合わせる。

・提供タイミングの工夫を行う(コンテンツによっては、スキマ時間や待ち時間等の活用)とともに、タイムリーな情報発信についても検討する。

・ターゲット層を意識し、主目的のコンテンツに合わせた価格設定を行う。

### ⑤分野5: ナイトタイムエコノミーの推進に係るモデル事業

#### 事業概要

対象エリアにおいて、訪日外国人旅行者を主なターゲットとするナイトタイムエコノミーの推進に資するモデル事業を行う。なお、当該地域のナイトタイムエコノミーの活性化に関係する者の連携のもとに実施する。

#### 【コンテンツの造成・拡充】

- ナイトタイムエコノミーの活性化に資するコンテンツの整備を行う。  
コンテンツの整備にあたっては、まち特有の観光資源の活用や飲食等主要なナイトタイムエコノミーコンテンツとなり得るものの掛け合わせ等により、夜間帯のカスタマージャーニーを意識する。
- 整備したコンテンツへのアクセス可能性を高めるため、二次交通対策等、交通アクセスに関する課題解決のための取組を行う。
- 整備したコンテンツの効果的なプロモーション手法を検討、実施し、効果検証を行う。

#### 【夜間の経済効果の算出への協力】

- モデル事業実施期間中の各種取組に係る経済効果の算出に当たり、必要なデータ取得・提供等、別途観光庁が実施する調査への協力を行う。

### ⑥分野6：最先端ICTを活用した地方誘客／観光体験の高付加価値化に係るモデル事業

#### 事業概要

VR/AR 等の最先端 ICT 技術を活用し、訪日外国人旅行者の地方誘客や、様々な観光体験の消費額増加に繋がるような高付加価値化に係るモデル事業を行う。

#### 【目的に資する VR/AR コンテンツの制作】

- 訪日外国人が現地に行っても入れない場所や見られないもの、体験できないことを表現する等、VR/AR ならではの表現方法を用いた VR/AR コンテンツの制作を行う。
- VR/AR コンテンツの制作にあたっては、地域の観光資源の想定するターゲットを踏まえ、観光体験の高付加価値化に繋がるようストーリー性を持つものとする。

#### 【高付加価値体験を実現できる運用体制の構築】

- VR/AR コンテンツの提供において、旅行者に最適なタイミングでコンテンツを体験してもらう仕組みを検討する。
- 提供にあたっては、事業としての継続性を踏まえ、事業者側の提供体制に人員面・金銭面で過度な負担がかからない運用体制を構築する。

#### 【具体的なマネタイズ手法の実証】

- 次年度以降の事業としての継続を前提とした、提供時の費用徴収の有無及び価格設定について検討する。
- VR/AR コンテンツの制作を目的化せず、地方誘客や、地域の観光資源の高付加価値化や魅力向上が可能な VR/AR コンテンツの制作・提供を行い、親和性の高い観光コンテンツとの連携等、具体的なマネタイズ手法の実証を行う。

- (2) 公募領域2: 滞在型の旅行形態に個別のコンテンツを掛け合わせることに伴う滞在の高付加価値化を図る

**事業概要**

エリアへの滞在が目的となる旅行形態に関して、オプションとなる他のコンテンツとの組み合わせによる滞在の差別化、高付加価値化を図ることにより消費拡大に寄与するためのモデル事業を実施する。

- (3) 公募領域3: (1)、(2)によらない自由な公募領域

**事業概要**

本事業趣旨を踏まえ、訪日外国人旅行者のニーズに対応した、消費機会の拡大が期待できる新たな観光コンテンツを開拓・育成するため、訪日外国人旅行消費額の増加や訪日外国人の地方誘客に向けたモデル事業を実施する。

- (4) モデル事業計画書の作成

(1)～(3)のいずれかのモデル事業を実施するにあたり、有識者等の意見を踏まえ、観光庁及び事務局と調整の上、モデル事業計画書を作成する。

- (5) 観光活用に向けたガイドライン等の作成

モデル事業を行った観光コンテンツについて、評価・検証の結果得られた、事業実施成果、改善点の抽出及び対応策等を踏まえ、観光活用に向けたガイドラインを策定し、地方公共団体・関係団体、民間事業者等へ展開を行う予定である。モデル事業実施者は自ら該当する部分の資料作成を行うものとする。なお、内容や分量に関しては観光庁及び事務局と協議の上で定めるものとする。

- (6) 事業報告書の作成

モデル事業に関する報告書を作成する。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業成果の検証結果や、当該モデル事業の他地域への展開等を見据えたビジネスモデル検討結果等を取りまとめることとする。なお、内容や分量に関しては事務局と協議の上で定めるものとする。

### 3. 対象経費

- (1) モデル事業において対象とする経費

モデル事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。このうち、上記2.(取組対象となる活動)の要件を満たす事業活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。



- ① モデル事業の実施に関する取組  
(モデル事業実施の企画開発、モニターツアーの催行、本事業で造成した商品、サービスのアンケート調査やPR等に要する経費)
- ② 情報発信  
(モデル事業の魅力発信に向けた企画・開発・広報等に要する経費)
- ③ モデル事業実施成果の検証  
(モデル事業実施成果の検証、対応策の検討等に要する経費)
- ④ 事業計画書及び観光活用に向けたガイドライン等の作成並びに事業報告書の作成
- ⑤ その他観光庁が必要と認める取組

※経費に対する留意点

- 事業内で使用する機材や装置については、購入ではなくリースでの対応とする
- 既に提供されているコンテンツを活用する場合、コンテンツを活用した新たなモデル事業を行うための経費を対象とし、コンテンツの実施に関する費用は対象外とする

(2) 再委託に関する事項

本モデル事業の一部を応募主体以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。(活動の主たる部分の委託はできません)

(3) 対象経費の精査に関する事項

採択にあたり、対象経費の精査を行い、観光庁にて下記補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から控除します。

【補足事項】

以下のような経費は対象としません。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ② 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ③ 営利のみを目的とした活動
- ④ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)、出資金
- ⑤ 応募主体における経常的な経費(運営に係る人件費及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等)
- ⑥ 親睦会に係る経費

- ⑦ 振込手数料
- ⑧ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑨ その他本モデル事業と無関係と思われる経費

#### 4. 実施期間

原則 2020 年 1 月 31 日までの取組を対象とします。

### Ⅲ. モデル事業実施者の選定

#### 1. 選定について

##### (1) 選定方法・選定数

モデル事業実施者の選定にあたっては、以下の 2. で示す「選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、有識者及び観光庁により最大 30 件程度を選定する予定です。

##### (2) 選定基準

選定にあたっては、以下の観点から審査を実施します。

###### ① 形式審査

- ・ 応募主体が、Ⅱ. 募集内容の 1. に掲げる要件を満たしていること。
- ・ 応募活動が、Ⅱ. 募集内容の 2. に掲げる要件を満たしていること。

###### ② 内容審査

応募内容に対し、下記の各項目について審査します。各委員による採点の合計点が一定以上のモデル事業に対し、(4)ヒアリングを実施致します。

1) コンセプトの有効性	【審査項目】 ・地域の観光課題への適合性 ・地域資源の特色を踏まえた活用度 ・取組のゴール設定(消費効果等)
2) 誘客の蓋然性	【審査項目】 ・潜在顧客の特定・規模感 ・取組に係る誘客・プロモーション計画の具体性・有効性
3) 実行力	【審査項目】 ・取組を進める上で必要となる機能の充足度 ・取組主体のケイパビリティ
4) 継続可能性	【審査項目】 ・構想における継続の意欲 ・取組の採算性

(3) 審査における評価ポイント

公募領域			審査における評価ポイント		
			公募領域共通	領域 2, 3 共通	公募領域毎
(1) 公募領域 1	日本に足りない着地型コンテンツの充実・横展開を図る	分野1:自然体験	1)コンセプトの有効性 ・申請するモデル事業に関連する地域の観光戦略等がある場合に提示されており、これに適合した取組である。 ・地域の特色が表現されている。 ・ゴール設定(消費効果等)が具体的に明記されている。 (例:地域における訪日外国人旅行者の消費額や消費単価の比較検証) ・地方部で実施する事業に関しては、地方部での人材雇用について考慮されている。	-	【分野1:自然体験】 ・国内他地域及び海外からのガイド等人材の登用による人材確保について考慮されている。
		分野2:ビーチ活用			【分野2:ビーチ活用】 ・ビーチでの飲食や専用利用、魅力増進のための維持管理の検討を含む料金收受など、コンテンツ拡大手法の仕組みや仕掛けの実証について考慮されている。
		分野3:お祭り活用			【分野5:ナイトタイムエコノミー推進】 ・以下の点を踏まえた取組提案となっている。 ✓コンテンツ造成にあたり、ユニークベニューの活用など場の整備の観点も含まれている。 ✓交通アクセスに関する効果的な課題解決手法が提案されている。
		分野4:癒し(Relaxation)			✓安心安全の確保の観点を踏まえた提
		分野5:ナイトタイムエコノミー推進			
		分野6:最先端ICTを活用した地方誘客/体験の高付加価値化	2)誘客の蓋然性 ・明確なターゲット設定が行われている。		

			<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な予約・決済システムについて検討されている。</li> </ul> <p>3)実行力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DMOが実施主体／連携先／協議先となっている。</li> </ul>		<p>案がなされている。</p> <p>✓ナイトタイムエコノミーの推進体制の確保について考慮されている。</p> <p>(その他、各分野の取組例については下表(※参考)のとおり)</p>
(2) 公募領域2	滞在型の旅行形態に個別のコンテンツを掛け合わせることによる滞在の高付加価値化を図る	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語対応体制が確保されている。</li> </ul> <p>4)継続可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・向こう3年以上の事業の継続性が見込まれる。</li> <li>・人材確保や育成の仕組みについて考慮されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富裕層をターゲットとした提案がなされている。(対象とする層が根拠と共に明確もしくは戦略的なニーズ調査計画が含まれるもの)</li> </ul>	<p>■スノーリゾート、ビーチリゾート、アグリツーリズム等、エリアへの滞在が目的となる旅行形態に関し、オプションとなる他のコンテンツとの組み合わせによる滞在の差別化、高付加価値化を図ることによる消費拡大を目指す提案がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スノーリゾート、ビーチリゾートについては、オフシーズンにおける活用も踏まえた提案がなされている。</li> <li>・夜間帯の活用も含めた提案がなされている。</li> <li>・美術館・博物館・城のレンタル等による非日常体験(特別な体験)×自然、ナイト等各種コンテンツ</li> </ul>

					<p>ツに関する提案がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊施設と連携した長期滞在型の「癒し（Relaxation）」体験（デトックス、マインドフルネス等）の提供に関する提案がなされている。</li> </ul>
(3) 公募領域3	(1)、(2)によらない自由な公募領域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募領域1, 2のいずれにも含まれないが、訪日外国人旅行者のニーズが見込まれることが示され、かつ当該事業実施による地域への消費効果が大きく、明確に試算できるもの</li> </ul>			<p>&lt;コンテンツの要素例&gt;</p> <p>食、スポーツ、コンテンツポラリーアート、ファッション、公共空間の活用、日本が優位性を発揮している要素の活用(企業文化や技術、防災対応ノウハウ等)</p>

※参考：公募領域1における分野ごとの取組例

公募領域1における分野	取組例
分野1：自然体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キーワード例：グランピング、森林資源、トレッキング、MTB/サイクリング、城や山村奥地の神社仏閣、アドベンチャーツーリズム、ナイトツアー、ガイドクルーズ 等</li> <li>・自然体験と地域の暮らしや地域の人との交流を組み合わせた商品</li> <li>・2次交通の課題解決</li> </ul>
分野2：ビーチ活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビーチアクティビティと飲食提供の一体的開発</li> <li>・閑散期のガストロノミーツーリズム</li> <li>・海の家営業延長(夏季以外の営業)と魅力向上</li> <li>・グランピングの実施等宿泊を絡めた滞在時間、消費拡大</li> <li>・イベント(お祭り、スポーツ等)と絡めた消費拡大施策検討</li> <li>・ビーチにおいて導入可能なスポーツやアクティビティと掛け合わせたコンテンツの造成</li> </ul>
分野3：お祭り活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お祭り鑑賞の栈敷席での飲食・多言語解説等の提供による高付加価値化</li> <li>・お祭り開催前後当日のまち歩きガイドサービスの開発</li> <li>・着付け・神輿担ぎのコンテンツ化</li> <li>・お祭り開催前後でのお祭り参加者との交流イベントの開催</li> <li>・お祭り後のナイトエンターテインメントコンテンツの開発</li> <li>・イベント民泊の活用による滞在時間の延長</li> <li>・旅行商品とのパッケージング</li> </ul>
分野4：癒し (Relaxation)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■都市部</li> <li>・都市型観光(買い物、街歩き等)を行っている訪日外国人に対する短時間リラクゼーションサービス開発</li> <li>・健康志向の食事(飲食)とヨガ・禅等のアクティビティを組み合わせたサービス開発</li> <li>■地方部</li> <li>・明確なコンセプトのもとで一連のコンテンツを組み合わせた商品の開発</li> <li>・自然体験と組み合わせたリラクゼーションアクティビティ</li> </ul>

分野5: ナイトタイム エコノミー推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の飲食・観光資源と連携し、回遊・消費を誘発する仕組み(例: ナイトマーケット、パブクロール)</li> <li>・美術館・博物館、歴史的建造物等のユニークベニューとしての活用(飲食の提供等)</li> <li>・伝統芸能の夜間・外国人向け公演</li> <li>・新たなエンターテインメント・コンテンツの開発(例: ノンバーバルショー、2.5次元ショー、エンターテインメントレストラン)</li> <li>・夜間イベント(お祭り、パブリックビューイング、屋外ナイトイベント)と絡めた消費拡大施策</li> </ul>
分野6: 最先端 ICT による体験の高付 加価値化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地方誘客</li> <li>・着地後、地域で消費できる観光コンテンツとの組み合わせ</li> <li>■体験の高付加価値化(VR/AR ならではの表現を活かした観光コンテンツの高付加価値体験)</li> <li>・地域のガイドツアーと連携し、ガイドの説明内容を補完する VR コンテンツ等</li> <li>・伝統文化やスポーツ観戦等の訪日外国人旅行者への開放に向け、体験価値を高める AR コンテンツ等</li> <li>・施設見学等、開放時でも見ることができない部分等を保管する VR/AR コンテンツ等</li> </ul>

#### (4) ヒアリングの実施

選定にあたり、応募内容についてヒアリングを実施します。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。

#### (5) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事務局から、選定者に対して選定通知を通知するとともに、観光庁ホームページにて選定団体名等について公表します。

## 2. 応募方法

申請書類の提出は、紙媒体 1 部及び電子媒体を提出すること。なお、電子媒体は CD-R 等で提出すること。

【宛先】 〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2

観光庁 観光地域振興部 観光資源課 新コンテンツ開発推進室

モデル事業事務局 (担当: 三宅・渋谷・寺林・有島)

連絡先: TEL: 03-5253-8925(直通)

FAX: 03-5253-8930



**【応募する際の留意点】**

郵送で資料を送付した際は、各申請者がモデル事業事務局に対して電話で送付連絡を行うものとして下さい。

**【応募期限】** 平成 31 年 4 月 15 日(月)17:00 必着

※当該期限までに事務局が受領したものを有効として取り扱います。

**【提出内容】** 下記の各書式を PDF 形式にて作成すること。

- ・ 様式 1: 応募申請書
- ・ 様式 2: 応募団体概要書
- ・ 様式 3: モデル事業の計画
- ・ 様式 4: 内容審査評価表
- ・ 様式 5: 必要経費の内訳

**【その他、注意事項】**

- ・ 各様式は日本工業規格 A 列 4 版(A4)、また日本語で作成してください。
- ・ 様式 1 の作成は原則「Microsoft Word」で作成し、様式 2～5 は PDF で読み込み可能なファイル形式で作成した上で、様式 1～5 までの内容を纏めて一つの PDF 形式の電子ファイルにしてください。
- ・ 提出された応募申請書は原則として返却いたしません。

3. 公募手続きに関する質問

**【質問受付期間】**平成 31 年 3 月 8 日(金)～平成 31 年 4 月 8 日(月)17:00(必着)

**【質問方法】**

質問票を用いて、上記 2. 応募方法の宛先に記載した FAX 宛 に問合せを行うものとする。FAX 送信後は、各申請者がモデル事業事務局に対して、電話で受信確認を行うこととして下さい。

(別紙 1. 質問票の電子ファイルを使用すること)

#### IV. 留意点

1. モデル事業内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
2. モデル事業の選定を受けた組織や団体、協議会等は、選定通知を受けた後、モデル事業の内容を変更する場合、又はモデル事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないこととします。
3. 申請書に虚偽の記載を行った場合は、本申請を無効とします。
4. モデル事業の選定前に着手した取組については経費の対象外となりますので、ご注意ください。そのため、応募に要する経費等は、選定前に発生する経費であり、対象とはなりません。
5. モデル事業実施者は本事業完了後 1 週間以内に、Ⅲ. 2. の応募方法に記載している宛先まで下記の書類を提出していただきます。
  - ・ 様式 6:完了報告書
  - ・ 様式 7:精算報告書
  - ・ 様式 8:経費内訳報告書
  - ・ 様式 9:事業実施報告書
6. 応募申請時においては定量的な成果目標を示していただき、その達成状況及び上記 5. における報告書の内容によっては、一部又は全部の経費を支払わない場合があります。
7. モデル事業実施者は、本事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払い領収書等)を整理し、事業終了後 1 年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
8. 選定を受けたモデル事業実施者は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や採択されたモデル事業を遂行する等の義務が生じます。また取組にかかる経費は上記 7. によって額が確定したのち精算払いとなります。
9. モデル事業実施者は、「平成 31 年度 最先端観光コンテンツ インキュベーター事業」において実施予定の成果報告会(2020 年 2 月下旬頃の開催を予定)において、成果を報告していただく可能性があります。その際、成果報告会開催に係る旅費等諸経費については、モデル事業実施者にて負担いただきます。事業完了後には、各地域における体験観光消費の拡大に向けた取組の参考となるよう国等により当該事業の成果を公表することを予定しており、各モデル事業実施者においても当該事業の成果を対外的に情報発信していただくことを予

定しております。なお、上記 5.において提出いただいた報告書を国において公開することがあります。また、必要があると判断された場合、事業後に当該事業に関係する報告を求めることや、関係者の事情聴取、事業成果の発表をしていただく場合があります。

10. モデル事業実施者は、事務局から実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
11. 特定されたモデル事業については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該主体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
12. モデル事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。
  - ①成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
  - ②成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
  - ③納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。※著作権は、下記的一切を含むこととする  
「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権など二次的著作物の利用権」
11. モデル事業を実施するにあたり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従う他、個人情報保護法及び「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
  - ①提供された情報、本調査実施において知り得た情報については、契約期間中及び契約終了後についても、その秘密を保持し、本調査以外に使用しない。
  - ②提供された情報、本調査実施において知り得た情報については、1年間の瑕疵担保期間の終了後に全て消去する。
  - ③提供された情報、本調査実施において知り得た情報については、日々嚴重の管理体制のもと管理する。